

～県民と工場との住工共生社会を目指して～



県内に工場を持つ企業のみなさまへ

令和5年度

「彩の国工場」募集



埼玉県マスコット コバトン

「彩の国工場」の指定を受け、地域に開かれ愛される工場づくりに御協力いただけませんか



募集
期間

令和5年4月3日（月）～5月19日（金）



申請書

以下のURLまたはQRコードよりダウンロード

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0812/a14.html>



指定
件数

20工場（予定）

県内に複数の工場を有する場合、複数の工場を指定することも可能です。
御希望される場合は、事前に御相談ください。

彩の国工場とは？

彩の国工場とは、地域に開かれ、地域に愛される工場づくりを進めるため、技術力や環境面で優れている県内の工場を、埼玉県知事が豊かな彩の国づくりの協力者（パートナー）として指定するものです。

既に指定を受けているいずれの工場も、工場見学の受入れを積極的に行ったり、工場の一部を県民に開放し地域交流の場を提供するなどの社会貢献に努めており、県民と工場をつなぐ大切な役割を担っていただいております。



埼玉県マスコット きんたま

毎年度1回指定（平成6年から）

667工場指定（令和5年4月1日現在）

彩の国工場の皆様には・・・

より一層地域に開かれ、愛される工場づくりを進めるため、それぞれの工場に適った積極的な取組をお願いしています。

- 例えば・・・
- 業務に支障のない範囲での工場見学の受入れ
 - 工場内の施設・緑地等の地域住民への開放
 - 地域住民がものづくりに対して親しみを増すような活動

彩の国工場振興協議会について

彩の国工場の指定を受けた工場が、協議する場として平成11年に設立したもので、現在529工場が加入しており、研究会、分科会活動や広報誌の発行などを行っています。

協議会への加入は任意ですが、御入会いただくと右のような彩の国工場ロゴマークを名刺や封筒、企業ホームページ等に利用することができます。

なお、協議会は年会費制で活動しています。



彩の国工場ロゴマーク

指定を受けることができる工場

以下（１）の前提条件を満たしたうえで、（２）の必須要件に１項目以上該当する工場であって、かつ指定後も継続して他の模範となるもの

（１）前提条件

- ①工場外観の美化や植栽などに努め、周囲の環境に十分に配慮した工場づくりを進めているもの
 - ②汚水処理や騒音・振動の防止など、公害防止に対する法令を順守しているもの
- ★公害防止組織制度に基づき、法律・条例で選任対象とされている工場は、公害防止統括者・主任管理者・管理者又は公害防止監督者・主任者の選任・届出を行っている
※★についての詳細は県HP「公害防止組織制度について」を御覧ください

（２）必須要件

- ①特徴ある技術開発や製品づくりを行い、工場見学を積極的に受け入れ、ものづくりに対する親しみや、理解、興味の喚起を行っているもの
- ②工場施設の一部を県民に開放することにより、地域交流の場を提供するなど社会貢献に努めているもの

※指定申請年度の直近決算において債務超過（貸借対照表において負債が資産を上回っている状態）にないこと。

申請手続き・指定までの流れ

①申請

- ・申請書の入手
申請書のダウンロードはこちら
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0812/a14.html>
- ・提出書類
申請書、決算書（直近期）、会社案内
- ・提出先
県産業創造課、県地域振興センターまたは工場が所在する市町村商工担当課、各商工会議所、各商工会に御提出ください。
※県産業創造課及び県地域振興センターに直接申請する場合は、メールによる申請書の提出が可能です。（市町村、商工会等に提出する場合は提出方法について御相談ください）
- ・締切日 **5月19日（金）必着**



②訪問調査

県産業創造課職員が、申請企業を訪問調査します。
また、地元商工会議所等関係機関から応募内容についてお問い合わせさせていただく場合があります。

③審査及び指定

訪問調査をもとに審査を行い、彩の国工場としてふさわしい工場を指定します。

【お問い合わせ先】

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県産業労働部産業創造課 技術支援担当

TEL : 048-830-3777 FAX : 048-830-4816

MAIL : a3760-07@pref.saitama.lg.jp



埼玉県スコット
コトシ・さいたまっぴ